

平 23 医 務 保 険 第 739 号

平成 23 年(2011 年)11 月 22 日

各市町国民健康保険主管課長 様

山口県健康福祉部医務保険課長

ジェネリック医薬品差額通知の共同導入について

標記通知については、本年 1 月に策定した山口県市町国民健康保険広域化等支援方針において「平成 23 年度中には通知の発送が開始できるよう準備を進める」とされたところですが、本県が山口県医師会等との協議を進めた結果、下記のとおり実施することで協議がまとまりましたので、お知らせします。

つきましては、今後はこれを基に郡市医師会等との調整を進め、速やかに通知の導入を図っていただきますようお願いします。

記

1 実施方法

(1) データの抽出条件

ア レセプトの種類

医科入院外レセプトと調剤レセプトのみを通知対象とする。

イ 対象医薬品

別添「通知対象医薬品（薬効分類）一覧」中で「対象」欄に○印を付した薬効分類に属する医薬品のみを通知対象とする。

ウ 薬の投与期間

処方数量が 28 日分以上の場合のみ通知対象とする。

エ 通知する金額

被保険者一人（＝通知書 1 通）につき 300 円以上の差額が生じる場合のみ通知対象とする。

オ 対象者の年齢

データ抽出時の年齢が 40 歳以上の場合のみ通知対象とする。

カ 公費負担の有無

第一公費～第四公費のいずれかに公費負担者番号が設定されているレセプトは通知対象としない。

(2) 差額通知書の書式

別添「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のとおり

2 留意事項

- (1) この実施方法は、山口県医師会等との協議結果によるものであり、県内で統一して実施することが望ましいことから、郡市医師会等の意向に基づき条件を変更する場合を除き、最大限これによること。
- (2) 山口県医師会との協議結果については、別添「各市町国民健康保険におけるジェネリック医薬品差額通知の導入について（情報提供）」（平成 23 年 11 月 4 日付け事務連絡）のとおり、県医師会から各郡市医師会へ通知済みであること。
- (3) 県歯科医師会及び県薬剤師会に対しても、県医師会との協議結果を説明済みであること。また、各郡市医師会との調整後は、必ず各地域の歯科医師会や薬剤師会にも情報提供すること。

保 険 指 導 班
担当：宝迫
TEL 083-933-2825